

午前十時 十分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第六号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・山本一成君登壇）

○建設水道委員会委員長（山本一成君） 建設水道委員会は、去る十二月六日の本会議において付託を受けました議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）関係部分外一件について、十二月十日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

ことは、台風の上陸数が過去最高を記録し、日本各地に甚大な被害をもたらしました。県下においても八月末から十月下旬にかけて、直撃を含む四個の台風が襲来し、そのつめ跡は深く、今なお、市民の生活や経済に深刻な打撃を与えております。当委員会に付託を受けました二議案は、いずれもその台風災害に伴う補正予算措置であります。

最初に、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）関係部分についてであります。

十月十九日から二十日にかけて県下を通過した台風二十三号は、新聞報道等によると、ところにより五百ミリを超える雨量を記録し、本市においても大雨をもたらしましたが、その被害に対する災害復旧費であり、まず土木課より、一級市道河内田代別府線外六カ所の被災場所や復旧工法等についての説明があり、次に公園緑地課より、街路樹や公園の倒木、枝の撤去及び神楽女湖の木橋の破損などの被害報告がなされました。続いて建築住宅課より、市営住宅のかわらのずれ、飛散による雨漏りや壁面からの雨水の浸入、また、それに伴う電気関係の漏電等九十四件の被害箇所の修繕及び屋上の防水層の剥離箇所を、二次的被害等の防止を目的に修繕するものであるとの説明がなされました。

次に、議第百十二号市長専決処分について、関係部分であります。

八月から九月末にかけて通過した台風十六号及び十八号並びに二十一号による被害に伴う補正予算の専決処分であり、土木課においては、市道への倒木の処理や路面の清掃等、公園緑地課においては、街路樹の倒木や公園樹木の倒木の処理等、建築住宅課においては、強風によって二百十二件の市営住宅の雨どいやガラス、玄関扉等の破損の処理を行ったものであり、地方自治法第七十九条の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

以上、二議案について、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべき及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上が当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

最後に、委員より、本年はまれに見る台風襲来の年になったが、建設部三課の対応は迅速・適切であり、市民の不安解消に努め、その早い対応が二次的災害等、被害の拡大を未然に防いだものだと言える。職員の対応を評価する市民の声も多く寄せられており、その懸命な努力に対して敬意を払うものであるとの発言があったことを報告いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会副委員長・萩野忠好君登壇）

○総務文教委員会副委員長（萩野忠好君） 総務文教委員長にかわりまして、副委員長の私が御報告をさせていただきます。

総務文教委員会が去る十二月六日の本会議において付託を受けました議案は、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（六号）関係部分外十一件であります。十二月十日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について、簡単に御報告いたします。

初めに、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）関係部分であります。

消防本部関係では、通信司令室消防緊急システムの修繕料並びに浜町出張所待機室兼食堂及び外壁の工事費を計上しているとの説明に対し、委員より、その他の消防設備に関し、風速計などの気象観測用装置が現在別府市には一カ所しか設置されてなく、それも故障したように聞き及んでいるが、別府市の地形から見て、海岸付近と朝日・大平山校区など鉄輪線より西側を比較するとき、風雨の差異が生じていることは明らかであり、より緻密なデータ収集を図るとともに、台風災害など未然の対応に資するため数箇所の設置を考慮してはどうかとの質疑に対し、当局より、消防設備については、市民の生命と安全を守るため必要不可欠であるので、財政当局と十分に協議し善処いたしたいとのことであった。

教育委員会関係では、旧浜田温泉建物復元事業にかかる繰越明許費について、保存運動にかかわった団体との協議及び文化財建造物保存協会からの指導を受けることに日時を要したこと、また、文化財的価値づけを行うためには慎重に本事業を実施する必要があること等々により、平成十六年度中に工事を完了することが困難となったため、繰越明許を行ったものであるとの当局の説明を了とした次第である。

そのほか職員課、財政課からも詳細なる説明がされましたが、最終的に、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）総務文教委員会関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三百号別府市役所事務分掌条例の一部改正についてであります。

当局より、機構改革を実施しようとするに伴い、「部」の名称の変更並びに「部」及び「室」の分掌事務を改めるための条例改正である。現在、管理部門は総務・企画財政・市長公室の三部であるが、その三部を総務部と企画部の二部に再編統合を図るものである。総務部は現在四課一室体制であるが、再編後財産の活用を積極的に図る目的で新設する財産活用課と現在の企画財政部税務関係課を所掌して六課一室体制と考えている。また企画財政部は現在四課三室体制であるが、企画調整課政策企画係と財政課財政係、また行財政改革推進室を統合、再編し財政係と係長を置かない組織として政策企画担当並びに男女共同参画推進担当を置き企画部政策推進課とする考えである。また二十年度開催の国体に向けて事務局体制の拡充を図るため室から局扱いとし、市長公室の秘書課、広報公聴課、総務部の情報推進課を合わせて五課体制となるとの説明があり、議第百三号を採決の結果、賛成者多数により可決いたしました。

次に議第百五号別府市手数料条例の一部改正について、これは別府商業高等学校の入学考査料及び入学料の改定であり、議第百六号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これは別府商業高等学校の授業料及び市立幼稚園の保育料を改定しようとするものである。

特に別府商業高等学校の授業料については、国の基準並びに県立高校の生徒との均衡を保つため、平成十九年度までの三年間で段階的に一年おくれで対応するものであるとの当局の説明に対し、委員より、現在の市民生活は決して楽ではなく、この時期に改定するには疑義があるとの意見がなされましたが、最終的には当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第九十七号平成十六年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第二号）、議第九十八号平成十六年度別府市海岸整備事業特別会計補正予算（第一号）、議第九十九号平成十六年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議第百号平成十六年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第二号）の以上の四件については、すべて職員人件費関係であり、職員課の説明を了とし、採決の結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第百四号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び選挙人、関係人として出頭した者及び公聴会の参加者等に対する実費弁償条例の一部改正について、議第百七号別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例の制定について、第百十一号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて、議第百十二号市長専決処分についての四件も、当局の説明を了として採決の結果、いずれも全員異議なく可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案十二件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・原 克実君登壇）

○観光経済委員会委員長（原 克実君） 観光経済委員会は、去る十二月六日の本会議において付託を受けました議案三件について、十二月十日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

最初に、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）農林水産課関係部分についてであります。

本年の台風による被害状況は、農地と農業用施設を合わせて、一億八千百万円にも上り、歳出については、これを復旧するための測量設計等の委託料及び農地・農業用施設災害復旧工事費等の経費であり、歳入については、激甚災害の指定がなされていなかったことから、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に定められた補助率の農地が五〇％、農業用施設が六五％により予算の計上をしているものであり、補助対象経費から国庫補助金を差し引いた金額を地元負担金として計上しているが、補助率増高の申請により、数％まで減少する予定となっている。

また、家畜導入事業返納金は、平成十二年度に実施した家畜導入事業において、五年間の家畜貸付期間を完了する前に導入牛を売却したことによる補助金相当額の返納であるとの当局の説明を了とし、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）農林水産課関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第一百号平成十六年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計補正予算（第一号）についてであります。

当局より、本年十一月からの新紙幣発行に伴い、地下駐車場出入り口の開閉機器の一部交換を検討したが、機器が古く対応ができず、今後、施設利用者の利便性の向上と管理の徹底を図るため、新規の管制機器を導入することとなったなど、これまでの経緯と債務負担行為に至った理由についての説明がなされました。

委員より、駐車場収益に占めるリース料の割合が三分の一にもなることから、開閉機器の必要性の有無についての質疑に対し、開閉機器を設置しないと違法駐車や放置車両が出てくる可能性があり、必要であるとの答弁がなされました。

以上のような質疑を経て、議第一百号を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第一百二号市長専決処分についてであります。

まず、観光課関係部分についてであります。

当局より、十文字レストハウスの屋根の防水シート、楠港跡地の観光看板等の修復にか

かる修繕料や志高湖・神楽女湖の倒木伐採の委託料、及び関の江海水浴場の倉庫等の破損による撤去工事にかかる経費であるとの説明を了といたしました。

続いて、農林水産課関係部分についてであります。

災害復旧事業において、台風十六号、二十一号の災害の国の査定が十二月上旬に予定されたことから、早急に査定設計書を作成する必要があるため測量設計等委託料を専決処分したので、議会の承認を求めるとの説明がなされました。

委員より、柵田百選に選ばれた内成の柵田の復旧を石積みにすべきと考えるが、農林水産省はどのような見解であるのかとの質疑に対し、柵田の復旧については、石積みの工法で査定に臨んでおり、その工法がかなえられるものと考えているとの答弁がなされました。さらに委員より、柵田を今後の農業や観光面での振興にどのように生かしていけばよいのかを行政として十分に考えてほしいとの要望がなされました。

以上のような経過を経て、議第百十二号市長専決処分についての観光課及び農林水産課関係部分については、その内容を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案三件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会副委員長・黒木愛一郎君登壇）

○厚生委員会副委員長（黒木愛一郎君） 委員長にかわり、副委員長の私から報告させていただきます。

厚生委員会は、去る十二月六日の本会議において付託を受けました議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）関係部分外五件につきまして、十二月十日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に障害福祉課関係部分では、当局より、ホームヘルプサービスに要する経費について、当初予算と決算見込みを比較して、支給対象者数の増加や利用できる事業所の増加、単価が昼間の一・五倍となる深夜時間帯の利用増加により追加額を補正するものである。また障害者短期入所に要する経費でも、支援費制度の導入により従来重度障害者のみが対象であったものが全障害者対象となり追加額が必要になった。知的障害者デイサービスに要する経費についても、施設の利用定員の増加や障害児の施設が新たに開設されたことなどによる追加額であるとの説明がなされました。

委員より、新たに開設された障害児施設の規模や内容などに質問がなされましたが、当局より適切な回答を得て採決の結果、議第九十五号平成十六年別府市一般会計補正予算（第六号）関係部分は、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、児童家庭課関係部分であります。当局より、平成十七年四月の西部地域児童福祉施設（仮称）の開設による別府市保育所及び別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正が説明され、別府市一般会計補正予算（第六号）関係部分の児童手当支給による経費については、本年四月に改正された児童手当法の改正により支給対象が小学校三年生までに広がり、昨年九月末に比べ二千三百三十人増加したことによる追加額である。また特別保育等に要する経費では、障害児保育の対象児童数が当初の十一名から十三名に増加したものである。また、市立保育所の保育に要する経費では、本年度大規模改修を行った中央保育所に全室冷暖房設備が完備されたことや今夏の猛暑による光熱水費の追加補正などを行っているとの説明を受け、委員より、特別保育の部分で障害児童数が増加したとのことであるが、それに伴って保育士の加配は行われたのかとの質問に対し、別府市障害児保育事業補助金交付要綱に基づき事業実施に必要な保育士を配置しているとの答弁がなされました。また、大規模改修が行われ冷暖房設備が完備した中央保育所は環境がよくなってよかったと思っているが、他の保育所では乳児室や調理室には冷暖房が完備されているものの、同じ保育料を払っているのに保育環境が改善されないという不公平感を保護者が持たぬように施設改善を行ってほしいとの要望がなされたところ、財政的な問題もあるが、小さな子供さんを預かっている以上前向きに取り組んでいきたいとの当局答弁を了とし、採決の結果、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）関係部分、議第百八号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正及び議第百九号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、いずれも全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

次に介護保険課関係では、当局より、別府市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、今年度の各種サービスの実績及び過去のデータを勘案し決算見込みを行い、国・県への償還金及び還付加算金や職員人件費などを相殺し六億三千九百万円余りの追加補正を行うものであり、介護給付費が伸びた原因は、全国的に比較的介護度の軽い要支援・要介護度一の方たちが大幅に増加し、家事援助など手軽なサービスを利用しているなどが主な原因ではないかとの説明がなされました。委員より、次期制度の改正で介護給付サービスを国が抑制しようとしているとも聞く。しかし今でも利用料が高いのでサービスを我慢している高齢者も多いと聞くが、別府市としての対策はあるのかとの問に対し、別府市では現在、要支援・要介護度一の方たちのサービス利用状況は、限度額の半分以下の状況である。利用料の減免は法律の範囲内で行ってまいりたいが、低所得者のための介護保険料の減免は今後も対応していきたいと考えているとの答弁がなされました。また、現在介護給付を受けていて、病状が悪化したので再認定を受けたところ介護度が軽くなってしまったなどという話がある。認定の方法やケアプランの策定などには、十分注意を払ってほしいとの要望がなされました。

最終的に当局説明を了とし、採決の結果、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）関係部分及び議第百二号平成十六年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）については、いずれも全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。最後に、保険年金課関係部分であります。

当局より、別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）について、介護納付金の追加額は社会保険診療報酬支払基金よりの請求に基づく不足分の追加補正である。また来年度より国民健康保険税の納期を変更するため条例を一部改正するものであり、従来第一期から第三期まで暫定賦課を行い、第四期以降で本算定を行い調整していたが、来年度より暫定賦課を取りやめ六月に本算定を行い第一期とし、三月までの十期で納付していただくことにいたしたい。このメリットとして、納税者によりわかりやすくなること、前々年中と前年中の所得に格差のある場合に一期当たりの税額の大幅な変動が少なくなること、賦課及び納付書発送作業が一度で済むこと等々が考えられるとの説明に対し、委員より、納期の変更はむしろ遅いぐらいである、今後も納税者の利便を図ってほしいとの要望がなされた次第であります。

以上、当局説明を了とし、採決の結果、議第九十六号平成十六年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）及び議第百十号別府市国民健康保険税条例の一部改正については、いずれも全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言をし許します。

（二十四番・泉 武弘君登壇）

○二十四番（泉 武弘君） 私は、議第百三号事務分掌条例の一部改正について、反対の立場からその討論を行います。

百三号議案のねらいについて、市政の主要施策としての観光再生と職員の意識改革、職場風土全体の改革をも目指した取り組みと、市民ニーズにより近い部署が全体の財政状況から考えて政策のめり張りをつけられるように一定の人事、予算、組織編制などをみずから管理・執行できる別府型事業部制に十九年度から移行するために見直しを行った、との説明がありましたが、予算、人事、組織編制権は十九年度の本格導入を目指すとのことでした。

私は今でも思い出しますが、さきの市長選挙で行政改革について触れた浜田さんは、「私が市長になったから、行政改革がおくれたとは言わせない」と強い自信を見せました。

しかし、あれから四年任期の折り返し点を迎えようとしているのに、遅々として行財政改革が進まず、依然として将来の行財政規模や組織の姿が見えてきません。あなたが当選した最初の議会、十五年第二回定例会で機構改革や予算権、人事権について、あなたは次のように行政改革に対する考えを述べています。「機構改革に伴いまして、スリムで迅速な判断ができる組織のフラット化、さらには予算権、人事権の分限委譲についても検討していかなければならないと考えています」と答弁しました。しかし、すでに一年半が経過した今、予算権や人事権の分限委譲について十九年度の本格導入を目指すことが表明されましたが、言いかえると、あなたの任期中、完全な分限委譲は実施しないということです。私は、自分に課せられた政治課題は、将来に耐え得る行財政規模の構築、それに伴う組織をつくるための政治活動だと認識しています。あなたと私の行財政改革に対する違いは、現状認識と行財政改革の進め方に一番顕著にあらわれています。

何度となく述べてきましたが、行財政の改革で一番大事なことは、常にコストの面から行政を見ること、常に税金を効率よく使うという観点から、直営から委託や民営化へ転換を積極的に図っていくことが大事ですけれども、この際、特に大事なことは、いつも行政をコストの面から眺めていくことです。今まで、この仕事にどのくらいのコストがかかっているのかという、コスト意識が極めて希薄であったと思います。改革では、すべての領域において、まずどのくらいのコストがかかっているかを算定して、それを別の方式、委託などに切りかえればどのくらいコストが下がるかを数字で把握・検討して、住民サービスが変わらないのであれば、少しでもコストの低い方式に切りかえる。それによって新たな財源を生み出すことが必要です。

次に大事なことは、行政にかかるコストを公開することです。これまで、事業に対する詳細なコストが公開されていませんでした。情報公開で大事なことは、事務事業にかかるコストを公開して、納税者に直営か民間かを選択してもらうことが極めて重要です。今後は積極的にコストを公開して、いずれの方式をとるのが税金を効率よく使うという観点から見て望ましいかを、納税者、住民に考えてもらうことが必要です。

地方自治経営学会の調査から、例えばごみ収集を例にして考えると、委託だと直営の四四・六％のコストで収集業務ができます。したがって、残りの五五・四％は別の新しい事業の財源に振り向けることができます。そうすることで、その分だけ税金を生かして使える。そしてその翌年もこのような新たな財源が生み出されてくるとすると、同じ税金を二倍、三倍、四倍、五倍に生かして使えることになります。もしこれが直営収集の場合、税金はごみ収集のためにだけすべてが使われてしまいます。一方委託の場合、五五・四％の税金が生きた税金として使われるのに対し、直営の場合、五五・四％が死に金となってしまうことが予想されます。このようなことから、広く行政のコストを公表して、納税者とともに税金の使い道を考えることが極めて重要です。

次に、行政改革は文字だけではなく、数字で示すことが大事です。今まで、改革は言葉や用語を並べた作文のような感じがしていました。この事業を委託や囑託、指定管理者制度やNPO、シルバー人材センター、農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、パートなどに切りかえた場合、税金がどのくらい削減できるかを示して、納税者の理解を得るべきです。

今回、事務事業量の算出をせずに組織改革で時代の要請に対応していこうとしていますが、私は、そのような組織改革に賛成できるものではありません。それは、今まで述べた理由と、次に述べる視点が組み入れられていないことに理由します。

第一点目は、今後の出生率に対応できる組織改革でないということが考えられます。いろいろな調査機関が別府市の将来人口の予測をしていますが、日本統計協会によると、二十二年度には十万八千三百六十人になることが予想されています。調査方法によって違いがありますが、人口問題研究所、大分大学も同様に大幅な減少を予測しています。このことは、生産年齢人口の減少や納税者の減少となって、行政組織の規模や財政規模と密接なかかわりを持ってきます。今回の組織・機構の改革には、将来人口の推移が全く生かされていません。

次に、各部各課において事務事業量の調査や事務事業量に基づいた事務事業の実施方法が全く見えません。例えばべっぶアリーナの管理運営は、今後も直営とするのか、指定管理者制度やほかの方法を導入するのか、公園の維持管理は今後どうするのか、道路維持業務はどのような形で行うのか、市営住宅は今までのように市が建設して市が管理するのか、または市有地を提供して民間に建設管理をしてもらうことはできないのか、春木し尿処理場の建設問題や管理運営はどうするのか、幼稚園の経営や管理をどうするのか、市営墓地の管理や市営墓地の建設は今までのように市がいつまでも続けるのか、今後も大幅な赤字経営が予測されるピーコンプラザとのかかわりを、今までのような状況が続けるのか、経常的な赤字を続けている北浜温泉、別府コミュニティーセンター、竹細工伝統産業会館は、今後もこのまま市の財産として赤字経営を続けるのか、ニューライフプラザと勤労青少年ホーム青雲の統合はどうするのか、別府総合振興センター、扇山ゴルフ場、公設市場、土地開発公社などとの基本的関係の見直しはいつごろまでにするのか、学校や保育園の給食調理業務は、今後どの部分を残していくのか、共同調理場だけの委託でいいのか、ごみ収集はどの地区からどのような方法で実施していくのか、中央公民館や図書館の管理運営は今後どうするのか。南畑の埋立場の管理運営をこのまま直営で行うのか。

以上のような問題を基本的にどうするかが決まらなければ、別府市のすべき仕事の量が決まらないばかりか、その実施方法も決まりません。その問題が解決して、初めてその仕事をどのような組織とするのかが決定されるのです。別府市は、このような問題の解決を先送りして組織がえを行おうとしています。このような改革では時代の要請にこたえるこ

とができないばかりか、改革の実を上げることも期待できません。

なぜこのような中途半端な改革になったか、原因について考えてみますと、それはすべて市長の改革に対する方向性と熱意、改革に対する指導力のなさです。今回の改革案をつくった推進室の皆さんの努力の跡は十分に感じ取ることができますが、改革には血のにじむような努力と改革をなし遂げる強い信念が必要です。しかし、推進室だけで大きな改革を実行することはできません。

市長に今求められているのは、行革推進室に陣取り、各課の事務事業の聞き取りをして、あなたみずからが行政事務の執行方法をあなた自身で決定することです。今まで長く改革ができなかったものを、事務方だけに任せて実行できるとは思えません。それは事務方に責任があるのではなく、改革を引っ張っていくあなたの姿勢に問題があるからです。労働組合との交渉がいかにかは、あなたがだれよりも知っているはずですが、税は、市民からの預かり物です。その税をもとに積み立てをしている基金を取り崩さなければ、財政運営ができない状態を恥ずかしいこととは思いませんか。この問題はあなただけの責任でないことは十分承知していますが、基金を取り崩した後の財政運営はどうなるのですか。平成二十年、単年度の実質収支では二十四億七千万円の赤字となり、基金を取り崩して何とか転落を免れていける状態です。行政改革大綱で示している二十二年までに職員を百人減らすというのは、どのように実現をするのですか。職員採用だけを見ても、十三年三十六名、十四年三十一名、十五年三十六名、十六年三十四名採用していますが、事務量が決定してないのに、どうしてこれだけの職員が採用できるのですか。財政状態に対する危機意識や管理能力、改革手法のあいまいさから、市民の求める思い切った改革ができるとは思えません。なぜ、広瀬知事に対する県民の期待が高いと思いますか。それは県民の目線で、県民が求めている改革を、次々に何のためらいもなく県民のために実行しているからです。

今、全国的にいろいろな取り組みがされています。高浜市では、公務員にかわる仕事を株式会社の社員にさせるため、高浜市が五千万円出資して、高浜市総合サービス株式会社を設立し、公務員にかわり社員がその役割を担っています。志木市では、現在五百三十人の職員数を二十年間で半減、最終的には五十人まで減らすとして、今後五年間、職員採用凍結をすでに宣言しています。

二〇〇四年二月中旬から三月中旬にかけて、日経グローバルが六百八十一市と東京二十三区に委託などについて回答を求めた結果、六百二の市や区が回答しました。この調査によると、民間委託取り組みの進捗度合いを自治体間で比較するため、項目ごとに委託度によって偏差値を決めて各自治体の民間委託度ランキングを発表しています。その調査によると、一位は福岡県の春日市、次に小郡市、宗像市、筑紫野市と、福岡勢が並んでいます。大分県関係では、百二十九位が日田市、二百三十二位が臼杵市、四百位に杵築市、四百五

十五位に中津市、五百七位に宇佐市、五百六十位に大分市、そして六百二の市や区の中で我が別府市は五百七十六位です。このことから、別府市の取り組みがいかにおこなわれているか、おわかりになったと思います。全国で一位の常連春日市では、人口十万八千三十九人で、職員一人当たりの市民の数は二百六十六人です。別府市では、職員一人当たり百人です。春日市の市民対職員の比率を別府に当てはめると、別府市の職員の数は四百六十五人となります。ただ単純な職員数だけで行政を判断できませんが、春日市のような市政運営をしている市があることも事実なわけです。

市長、覚えていますか。事務事業の見直しについて見解を求めた私の質問に、あなたは、「事務事業の見直しをしっかりとやらなくてはいけない、これは当たり前のことです」と胸を張って答弁しましたが、この当たり前のことさえできていないのが、今の別府市です。

今回の機構改革を見て、浜田市政の行財政改革の進め方に失望したと申し上げ、私の反対討論を終わります。

(十四番・野田紀子君登壇)

○十四番(野田紀子君) 私は、日本共産党議員団を代表して、議第百五号と議第百六号について、反対の討論をいたします。

議第百五号は、別府商業高等学校の入学考査料及び入学料の値上げの条例改正、議第百六号は、別府商業高等学校の授業料及び幼稚園保育料値上げの条例改正であります。

別府商業高等学校では、入学考査料二千二百円、入学料五千五百五十円、授業料は年額十一万二千八百円、幼稚園保育料は、年額六万六千円が市民の負担になります。別府商業高等学校の授業料は、平成八年度から毎年値上げをされ、幼稚園保育料は平成十四年度から二年ごとの値上げになっております。毎年あるいは二年ごとの自動的値上げは、国の財政計画を受け国基準に近づけるために行われるものでございます。一方、別府市民の個人総所得額は、平成十年の千五百九十三億五千四百九十二万九千円をピークとして毎年減り続け、平成十六年は千三百六十四億千二百二十二万五千円です。六年間で二百二十億四千二百七十万四千円、約一四%も減ってしまったのです。この二議案は、所得が落ち込んでいる市民に教育費の負担増を強いるものです。

市は、少子化対策として子育て支援対策等を打ち出しているにもかかわらず、教育費の負担増を提案することは、少子化対策に逆行するものとして反対です。市民は、授業料の負担だけでなく子供たちの夏・冬の制服、同じく体育服、文化体育振興費、教科書代など入学時には十万ないし十五万円が必要になります。別府商業高等学校では、生徒五百八十九人中五十四人、全生徒の九%が授業料の減免を受けております。市民の暮らしの実態ではなく国や県の基準に合わせて、市は際限なく授業料などの値上げを続けるのでしょうか。

このような値上げや教育のコスト論は、経済的に苦しい生徒たちの教育を受ける権利を阻害しかねないことを指摘いたしまして、反対討論を終わります。議員の皆様の御賛同を

お願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第三百号別府市役所事務分掌条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第二百五号別府市手数料条例の一部改正について及び議第百六号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上二件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第六号）から、議第二百二号平成十六年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）及び議第百四号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び選挙人、関係人として出頭した者及び公聴会の参加者等に対する実費弁償条例の一部改正について、並びに議第百七号別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから、議第百十一号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについてまで、以上十四件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上十四件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上十四件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第百十二号市長専決処分についてに対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第二により、報告第十八号市長専決処分について及び報告第十九号寄附受納についての以上二件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第十八号は、公用車による交通事故外五件の和解等につきまして、地方自治法第八十条第一項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により報告するものであります。

報告第十九号は、寄附受納の報告であります。商工関係、児童家庭関係、教育関係及び消防関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

○議長（清成宣明君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。以上二件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第三により、別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、本市の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、お手元に配付いたしております選挙管理委員会委員長からの通知の写しのとおり、平成十六年十二月二十五日をもって満了いたしますので、地方自治法第八十二条の規定により、議会において選挙を行うものであります。

選挙する人員は、選挙管理委員会委員四名及び補充員四名であります。

まず、選挙の方法についてお諮りいたします。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○八番（吉富英三郎君） 私は、この際動議を提出いたします。

別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第一百八条第二項の規定により、指名推選の方法によることとし、議長において指名されるよう望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（清成宣明君） ただいま、八番吉富英三郎君から、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選の方法によることとし、議長において指名をされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、八番吉富英三郎君の動議は可決されました。

これより、議長において選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員に、堀榮治君、糸永正行君、祝園隆至君、雨宮洋子君、以上四名の方々を御指名いたします。

次に、補充員に、安部暢明君、黒本美那子君、山田桂三君、工藤美智子君、以上四名の方々を御指名いたします。

なお、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとすることにいたしたいと思えます。お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を、それぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定め、補充員の補充の順序は指名の順序のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とし、補充員の補充の順序は指名の順序のとおりとすることに決定いたしました。

次に、日程第四により、議員提出議案第十八号「国民訴訟制度」等の創設を求める意見書から、議員提出議案第二十六号平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する意見書まで、以上九件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第十八号について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

（二十四番・泉 武弘君登壇）

○二十四番（泉 武弘君） 議員提出議案第十八号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

「国民訴訟制度」等の創設を求める意見書

地方自治体においては、地方自治体の違法・不当な財務会計行為等による損害を回復する訴訟として「住民訴訟」が認められているところであり、全国市長会の調査によると平成十三年度における住民訴訟事件数は三百三十件にも上り、住民の財務会計行為に対する不信を解決する直接的な方法として定着し、住民の利益にかなう制度となっております。

しかるに、国においては、会計検査院法第三十五条の規定により会計事務を処理する職員の会計経理の取り扱いに関し、利害関係人が会計検査院に審査要求できるとどまり、また国民一般としての資格では利害関係人となり得ず、訴訟手続きも存在しないのが現状であります。

主権在民の国家の中で、国の違法・不当な財務会計行為を是正するため、国レベルでの住民訴訟制度を創設することにより、国民が個々に個人的利害と関係なく出訴できること

を望むことは当然のことであり、今後、国における財務会計行為の透明性を確保し、より一層国民の信頼を得る制度としての行政訴訟制度の抜本的改革を求めるものであります。

つきましては、国においては、「住民監査請求制度」に見合うものとして、国民が会計検査院に対し、国の財務会計行為についてその違法性、損害を指摘して検査を行うように求めることができる「公金検査請求制度」の創設及び「住民訴訟制度」に見合うものとして、国民が国民からの検査請求に対して、会計検査院の勧告処置等が不服な場合には、国に対し必要な措置をとるよう請求する訴訟を提起することができる「国民訴訟制度」の創設を行うよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十六年十二月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

法務大臣

会計検査院長

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十八号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十九号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（五番・麻生 健君登壇）

○五番（麻生 健君） 議員提出議案第十九号は、お手元に配付しております意見書を読

み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

「人権侵害の救済に関しては法的措置を講ずること」と明記されました人権擁護推進審議会の答申を受け、閣議決定された「人権擁護法案」が政府により提出され、四度参議院先議による国会での審議が行われました。しかし、この法案は、国際人権基準とも言うべきパリ原則に合致せず、国内外の抜本修正を求める世論の高まりの中、昨年十月の衆議院解散により自然廃案となりました。しかしながら、熊本県における元ハンセン病患者に対する宿泊拒否や、いわゆる「同和」地区を特定する差別情報がインターネットに掲載されるなど悪質な人権侵害が発生しており、本県においても差別落書き・差別発言事件など後を絶たない状況でありまして、よって、「人権侵害の救済に関する法律」の制定が緊急の課題であります。

二十一世紀を真の人権の世紀にとの願いを実現するため、また憲法に保障された基本的人権の確立のためにも、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成十六年十二月十五日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

法務大臣

別府市議会として提出いたします。何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（十番・平野文活君登壇）

○十番（平野文活君） 議員提出議案第第十九号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書に対して、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

部落解放同盟の機関紙「解放新聞」の二〇〇四年八月二十三日付は、「昨年衆議院解散によって人権擁護法案が自然廃案となった。我々は、廃案を乗り越え、人権侵害救済に

関する新規立法の制定を求める」と主張しております。そして、今後の方針の第四として、「地方からの取り組みを強化して、地方自治体決議の追求も図っていく」と提起をしております。つまりこの意見書は、部落解放同盟の方針に沿って提出されたものであります。一九六九年以来三十三年間にわたり約十六兆円もの巨費を投じた同和対策事業は、二〇〇二年三月の特別措置法の終結とともに終わりましたが、その間、この事業に関連して数々の利権あさりが行われました。

別府市でも、同和事業として住宅資金や中小企業経営資金の特別融資が行われました。住宅資金は四十二人に融資されましたが、まじめに完納したのはわずか五人でした。中小企業融資では約十三億円の貸し付けが行われ、返済されたのは三億円にもならず、十億円以上が焦げついたのであります。そして、この焦げつきの穴埋めに巨額の市民の税金が投入されました。

また、意見書案は、「本県においても差別落書き・差別発言事件などが後を絶たない状況」などと述べておりますが、私の母校・三重高校で起こった自殺事件を忘れることはできません。生徒が差別用語を使ったとして県教委の容認のもとに部落解放同盟が連日学校に押しかけ、「糾弾会」と称して教員に対するつるし上げを延々と行い、ついに校長が耐え切れずに自殺をしたのであります。校長先生は、別府市民で単身赴任をしておりました。私は、別府市内の自宅に伺い、奥さんから糾弾会での想定問答を小さな文字でぎっしりと書き込んだノートを見せていただきましたが、その内容は抵抗も反論もせず、ただひたすらに部落解放同盟の意に沿おうとするものであります。

さらに、現在も部落解放同盟と全日本同和会に多額の団体補助金が別府市から出ていますが、この補助金を財源に上部団体への上納金まで賄っているのであります。

部落解放同盟によって現在進められている人権侵害救済法制定の動きは、人権救済に名を借りて、同和特別事業を事実上継続させ、同和利権の温存を図ろうとするものであります。このような法律の制定には、断固として反対であります。

議員の皆さんの良識により、この意見書案は不採択とするよう強く訴えまして、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

上程中の議員提出議案第十九号については、委員会付託を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の議員提出議案第十九号については、委員会付託を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十九号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十七番・高橋美智子君登壇）

○十七番（高橋美智子君） 議員提出議案第二十号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

高等学校改革プラン検討委員会による「再編計画」を見直し、

地域の声を十分反映したものとすることを求める意見書

十月四日に、大分県教育委員会「高等学校改革プラン検討委員会」（以下「改革検討委」という）は、生徒減少に伴う「高校再編計画」や「高校入試の通学区拡大」などを盛り込んだ「中間まとめ」を発表しました。

「中間まとめ」によると、生徒数減少の激しい地区で、今後五年間で全日制高校六校を削減することとなっています。改革検討委は、今後すべての高校を「一学年六ないし八学級の『適正規模化』を図る（地域の実情で四ないし五学級もやむを得ない）」としています。現在、大分県の公立高校五十四校中、一学年六学級以上の高校は十八校（三三・三％）しかありません。しかも、十八校中十二校は大分市内の高校です。改革検討委の計画を進めれば、圧倒的多数の地方の高校が、今後統廃合でどんどん削減されていくことは必至です。今回、統廃合の計画に入っていない地域でも、当然、高校数削減が迫ってきます。

さらに、「中間まとめ」は、普通科高校の通学区を「学校選択の自由」、「教育の機会均等」と言いながら、「現在の十二通学区から『全県一区』にすることが望ましい」としています。これは、「学校選択の自由」、「教育の機会均等」といった聞こえのよい表現によって、受験競争を全県下に広げ激化させるとともに、学校間格差をさらに広げて、地方の高校を廃校に追いやろうとしているのは明らかであり、「教育の機会均等」とは逆行するものです。

したがって、地方切り捨ての改革検討委による「再編計画」を見直し、地域の声を十分反映したものにするため、下記の事項を実現されますよう、強く要望いたします。

記

一、地域住民の声を無視した高校の統廃合は行わないこと。

二、学区の拡大は行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十六年十二月十五日

別 府 市 議 会

大分県知事

大分県教育長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十一号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二十七番・内田有彦君登壇）

○二十七番（内田有彦君） 議員提出議案第二十一号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書

現在、政府は、二〇〇〇年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討しています。来年の三月に策定される新たな基本計画は今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものです。さきに出された「中間論点整理」では、①担い手政策のあり方、②品目横断的政策等の経営安定対策の確立、③農地制度のあり方、④農業資源・環境保全対策の確立が出されましたが、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされました。また、出されている課題が食料自給率の向上にどのように結びつくかが明確に示されていません。これまでの規模拡大・効率化一辺倒の農業政策を進めてきた結果が、BSEなどの食の不安を引き起こしている現状から、食の安全や環境問題などに配慮した政策への転換が必要です。

私たちは、基本計画の見直しに当たっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生

・発展につながるものと考えます。

つきましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

一、食料の自給率について。この五年間、食料自給率が横ばいで推移をしてきた原因と関係諸施策の問題点を明らかにし、生産者と消費者の理解と協力のもとに自給率を引き上げ政策を推進すること。

二、担い手のあり方について。

①政策対象者たる担い手は、「プロ農家」に限定せず、意欲を持った農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象にすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置づけること。

②認定農業者以外の農業者にも、生産意欲を持てるよう施策を講じること。

三、新たな経営安定対策について。新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的低落をカバーし、耕作意欲を持てるよう本格的な所得補てん策を行うこと。

四、農地制度のあり方。

①土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。

②構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。

五、農業環境・資源保全政策の確立。

①担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含め、農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策を、経営所得安定対策とセットで導入すること。

②環境直接支払いの制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。

③現行の中山間地直接支払い制度は、拡大・充実して継続実施すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十六年十二月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第二十一号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十二号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（三番・市原隆生君登壇）

○三番（市原隆生君） 議員提出議案第二十二号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書

本年は、新潟中越地震の発生や観測史上最多を数える台風が上陸するなど、日本列島は近年まれに見る大規模な災害に見舞われたところである。この一連の災害によって全国各地に死者・行方不明者の発生や、住宅損壊・浸水、農林水産業用施設や農作物、港湾施設などの公共施設などへの被害など甚大な人的・物的被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。この深刻な事態に対し、政府として、速やかな応急措置と復旧対策を講ずるとともに、これまでのすべての大規模災害についての対策を総点検し、災害発生の原因や治水計画、防災・地震対策の検証を進め、抜本的対策を早急に講ずることが必要である。

よって、国におかれては、被災地のライフラインの復旧並びに被災者への支援に一層力を注ぐとともに、国民を災害から守るため、将来予測される震災などの自然災害についても万全の対策を講ずるよう下記の事項について強く要望する。

記

一、建物の耐震構造化推進の重要性を強く認識し、地震防災策の見直しを行うこと。特に避難所や救援活動の拠点となる学校や病院の耐震化には早急な対策を講じること。

二、都道府県管理区間の中小河川の堤防改修に際しては、緊急点検結果に基づき優先的に整備を進めること。また、海岸及び湾岸の水防施設も同様に堤防などの総点検を速やかに実施し、整備を進めること。

三、今回の新潟中越地震の教訓を生かし、国土の七割を占める中山間地での震災対策の確

立を早急に図るとともに、災害関連緊急治山事業を速やかに実施すること。

四、防災無線の整備、洪水ハザードマップの策定に関し、早急な普及のための計画策定と予算措置を行うこと。また、市町村長に対する警戒情報の発令基準及び避難誘導マニュアルの策定を急ぐこと。

五、高齢者などの要援護者への対策を推進するため、災害情報の伝達・避難・救助・復旧・自立支援等に関し、対処マニュアルの策定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十六年十二月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済財政政策担当大臣

総務大臣 殿

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十二号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十三号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十五番・堀本博行君登壇）

○十五番（堀本博行君） 議員提出議案第二十三号は、意見書の朗読をもって提案の説明にかえさせていただきます。

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書

高齢化が世界有数のスピードで進む我が国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力を振るったりする虐待が深刻化しております。しかしながら、高齢者への虐待は表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策もおくれているのが現状であります。虐待の背景には、限界を越える介護へのストレスや複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家族を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もあります。

昨年、厚生労働省は、家庭内での高齢者への虐待について初の全国調査を行い、本年四月調査結果が発表されました。それによれば、「生命にかかわる危険な状態」に至る事例が一部という深刻な事態が浮き彫りになる一方、虐待に気づいた在宅介護支援の専門職の九割が、対応は困難と感じていることも明らかになりました。この結果からも、高齢者の虐待の定義を明確にすることを初め、虐待防止と早期保護への具体的な仕組みづくりが急務であることが確認されたところであります。

そこで、地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための具体的な対策を早急に実現するため、以下の内容を踏まえ、高齢者虐待防止法の制定を強く要望いたします。

- 一、相談窓口の設置と、早期発見のための通報システムを確立すること。
- 二、高齢者を虐待者から切り離す緊急保護のための一時保護施設等を整備すること。
- 三、関係機関や家族のネットワークづくりを推進すること。
- 四、施設職員や関係者への虐待防止教育を実施すること。
- 五、高齢者虐待防止に対する国民への教育・啓発を推進すること。
- 六、上記の諸対策を含めた高齢者虐待防止のための法律を制定すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十六年十二月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

法務大臣

厚生労働大臣

以上、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十三号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十四号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十番・平野文活君登壇）

○十番（平野文活君） 議員提出議案第二十四号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

改革年金法の実施を中止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書

参議院選挙前の強行採決で成立した年金関連法は、参議院選挙後の各種世論調査でも、約八割が「白紙撤回」を求めています。それは、この改革法が保険料の引き上げ、給付の切り下げなど、国民にとっては改革となっておらず「史上最悪の改悪」という内容だからであります。

年金の目的は老後の安心を保障することであり、改革というならば「最低保障年金制度」の創設は不可欠です。ところが今回の改革は、逆に「マクロ経済スライド」の導入で、今後は国会の議決も経ずに保険料引き上げと、給付切り下げが可能な制度に変えるという、国民から見れば最悪なものになっています。このまま改悪年金法が実施されるならば、憲法が保障している国民の生存権が、さらに脅かされる事態が進むでしょう。さらに、抜本改革と称して、消費税増税とセットで一層の改悪がなされるならば、購買力の低下など、日本経済にも大きな悪影響を及ぼすことにもなりかねません。

したがって、すべての国民が安心して老後を送ることができるよう、次の事項について実施されますよう、強く要望いたします。

一、改革年金法の実施を中止し、年金制度についての国民的論議をやり直すこと。

二、基礎年金の財源の二分の一を国庫負担とする取り決めに直ちに実施すること。

三、消費税増税によらない「最低保障年金制度」を創設すること。

四、巨額な積立金を不正に流用したり、株式投資に使ったりせず、保険料、給付の改善に活用すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十六年十二月十五日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十四号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第二十五号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十四番・野田紀子君登壇）

○十四番（野田紀子君） 議員提出議案第二十五号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

介護保険制度の改善を求める意見書

来年は、介護保険制度を見直す年になっており、厚生労働省で見直し作業が進められております。新聞報道などによれば、主な見直し点は、一、要支援と介護度一には、ホームヘルパーによる家事援助を認めず、予防給付に限定、二、保険料徴収年齢を二十歳まで引

き下げ、三、利用料の二ないし三割まで引き上げ、四、障害者支援費制度と介護保険制度との統合などが検討されています。

介護保険制度が導入されて四年経過し、さまざまな問題が出ています。一割の利用料が負担できず、必要な介護サービスを控えざるを得ない問題、特別養護老人ホーム不足で、県内の待機者は三千人を超え、三年近くも待たされる問題、ホームヘルパーの給与が低額で生活できない問題などです。来年の見直しに当たっては、これらの問題を解決することが必要ですが、厚生労働省で検討されている内容は、福祉問題よりも財政問題からのみの検討になっております。

したがって、国民が納得できる見直しとなるよう、下記の事項について実施していただきますよう、強く要望いたします。

- 一、利用料の二ないし三割への引き上げはしないこと。
- 二、住民税非課税者の利用料は三%にすること。
- 三、介護保険施設の部屋代、食費の利用者負担をふやさないこと。
- 四、要支援・介護度一のヘルパー利用を制限しないこと。
- 五、保険料徴収対象者は現行四十歳以上を維持すること。
- 六、国の制度として、保険料減免制度をつくること。
- 七、障害者支援費制度との統合はしないこと。
- 八、国の責任で、施設・居宅サービスの基盤整備を進めること。
- 九、保険料の高騰を抑制するため、国の負担割合をふやすこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成十六年十二月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

財務大臣

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十五号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第二十六号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（一番・長野恭紘君登壇）

○一番（長野恭紘君） 議員提出議案第二十六号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

平成十六年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となった。平成十七年度政府予算編成においては、平成十六年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来さないようにすべきである。

よって、国は、平成十七年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を求めるものである。

記

一、昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、平成十六年度の地方交付税総額は、少なくとも平成十六年度の水準以上を確保すること。

二、税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源保障を強化して対応すること。

三、地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な、不合理な削減は絶対認められないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき意見書を提出する。

平成十六年十二月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官 殿
郵政民営化・経済財政政策担当大臣
財務大臣
総務大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

- 議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
上程中の議員提出議案第二十六号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第五により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成十六年第四回市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成十六年第四回市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時五十二分 閉会